給与明細の「引かれる項目」確かめシート

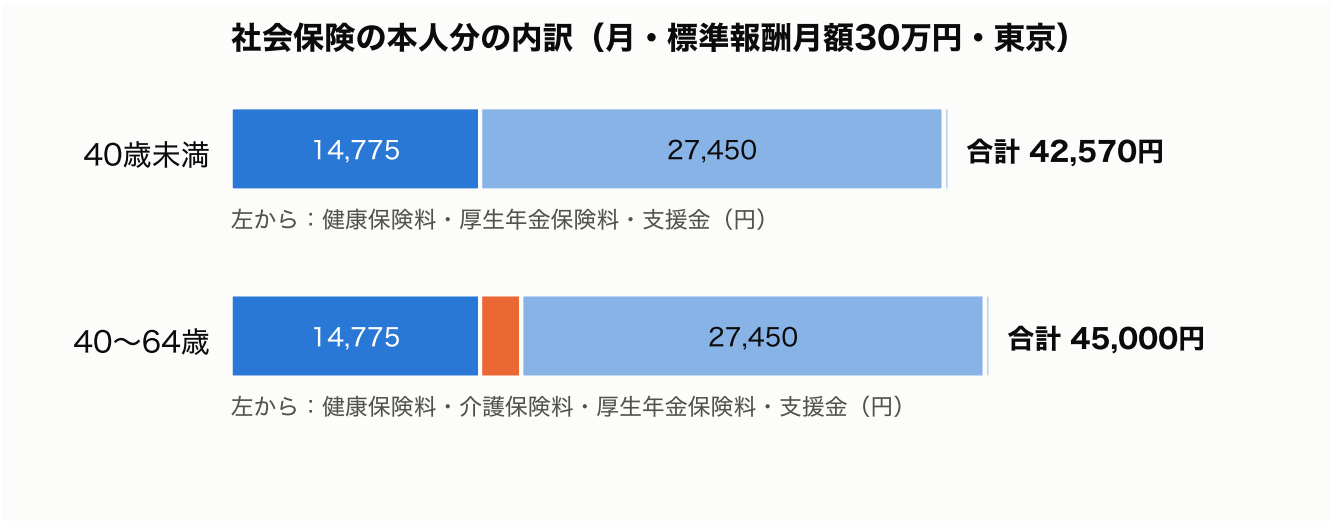
社畜眼鏡｜YouTube「【2026年度】40〜64歳の給与明細｜標準報酬月額30万円、社会保険の本人分は月45,000円」の数字のまとめと、自分の数字を書き込むページ

このシートは、協会けんぽ・厚生労働省・国税庁・総務省の資料の数字を、2026年10月30日〜31日に確かめてまとめたものです。あなたの給与明細の正解を示すものではなく、自分の明細と並べて確かめるためのものです。

> **この例（架空）**：東京の協会けんぽ／給与は月30万円ちょうど（通勤手当なし）／標準報酬月額30万円（報酬月額29万円以上31万円未満の行）／源泉所得税は、扶養控除等申告書を出していて（月額表の甲欄）扶養親族等0人

1. 社会保険の4つ（協会けんぽ東京支部・令和8年3月分からの保険料額表の「折半額」）

項目	式（標準報酬月額30万円）	40歳未満	40〜64歳
健康保険料	300,000円×9.85%÷2	14,775円	14,775円
介護保険料（40歳から64歳）	300,000円×1.62%÷2	なし	2,430円
厚生年金保険料	300,000円×18.3%÷2	27,450円	27,450円
子ども・子育て支援金（令和8年4月分から）	300,000円×0.23%÷2	345円	345円
合計（月）		**42,570円**	**45,000円**

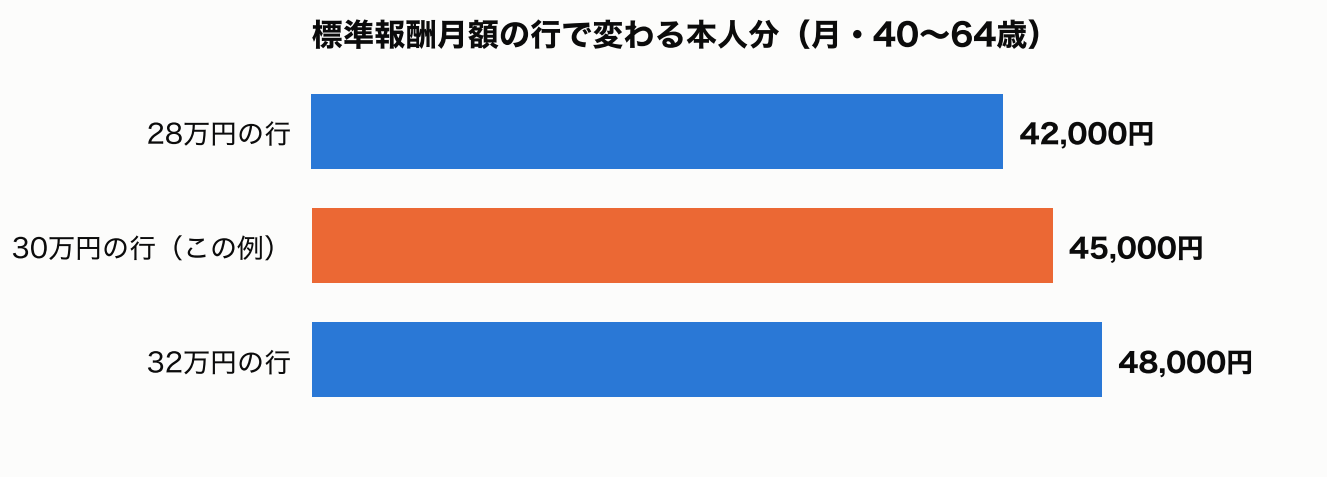


40歳から64歳（介護保険第2号被保険者）の欄の健康保険料＋介護保険料は17,205円（14,775円＋2,430円）。年に直すと、40〜64歳は45,000円×12か月＝540,000円、40歳未満は42,570円×12か月＝510,840円で、差は29,160円（介護保険料2,430円×12か月と同じ）。給与が30万円のまま12か月続く場合の計算です。

2. 標準報酬月額は「行」で決まる

報酬月額を、保険料額表の行に当てはめて標準報酬月額が決まります。この例の報酬月額（290,000円以上310,000円未満）は300,000円の行です。

報酬月額	標準報酬月額	本人分の合計（40〜64歳）
270,000円以上290,000円未満	280,000円	42,000円
290,000円以上310,000円未満（この例）	300,000円	45,000円
310,000円以上330,000円未満	320,000円	48,000円



3. 東京と大阪（健康保険料だけ違う）

	東京支部	大阪支部
健康保険料率（介護なしの欄）	9.85%	10.13%
健康保険料の折半額（40歳未満）	14,775円	15,195円
健康保険料＋介護保険料の折半額（40〜64歳）	17,205円	17,625円
厚生年金保険料の折半額	27,450円	27,450円

大阪は東京より月420円多い（40歳未満も40〜64歳も同じ差）。ほかの支部・健康保険組合は見ていません。

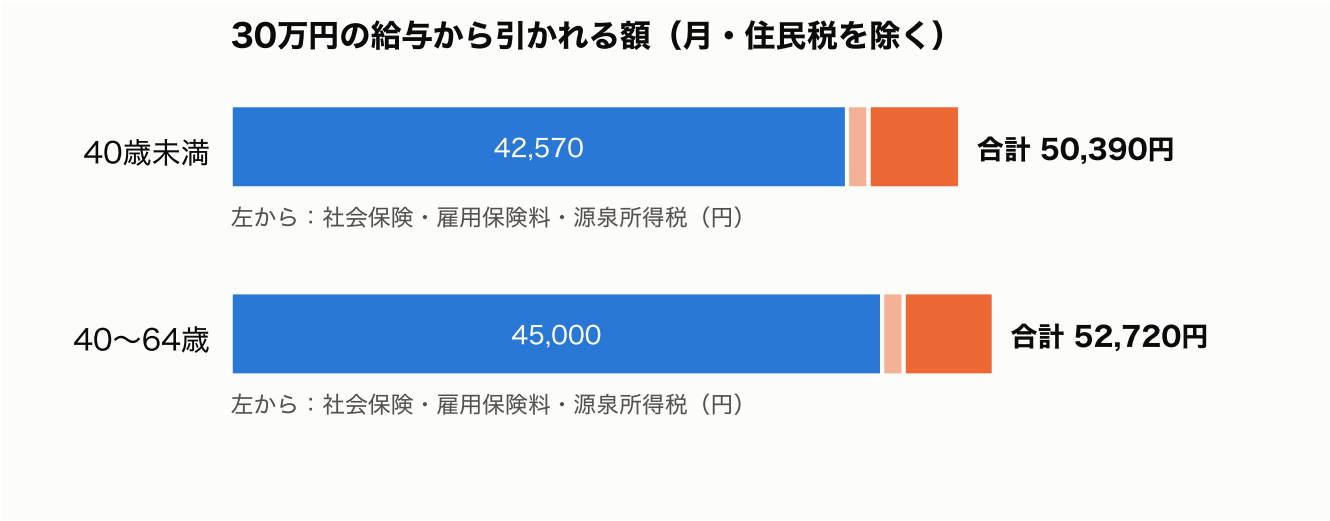
4. 雇用保険料と源泉所得税（毎月分）

項目	式	金額
雇用保険料（令和8年度・一般の事業・労働者負担は1,000分の5）	300,000円×1,000分の5（賃金総額。通勤手当なし）	1,500円
（参考）令和7年度は1,000分の5.5	300,000円×1,000分の5.5	1,650円
税額表に当てはめる額	300,000円−44,655円（健康保険料＋介護保険料＋厚生年金保険料）−1,500円	253,845円
源泉所得税（40〜64歳・月額表の甲欄・扶養親族等0人）	251,000円以上254,000円未満の行	6,220円
源泉所得税（40歳未満）	256,275円→254,000円以上257,000円未満の行	6,320円

国税庁「令和8年分 源泉徴収税額表」の月額表。復興特別所得税を含みます。年間の所得税の額ではありません。子ども・子育て支援金345円は、税額表の「社会保険料等」に入るか原文で確認できなかったので引いていません（引いても同じ行です）。同じ行を横に見ると、扶養親族等が1人で4,590円、2人で2,980円、3人で1,370円。扶養親族等の数は源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の合計で、障害者などに当たる場合は加算されます。

5. 引かれる額の合計（住民税を除く）

項目	40歳未満	40〜64歳
社会保険（4つ）	42,570円	45,000円
雇用保険料	1,500円	1,500円
源泉所得税	6,320円	6,220円
合計	**50,390円**	**52,720円**



差は月2,330円（社会保険の差2,430円−源泉所得税の差100円）。30万円から52,720円を引いた残りは247,280円ですが、住民税はまだ引いていない額です。

6. 住民税（金額は出していません）

総務省の資料では、個人住民税は所得に応じた所得割と、所得にかかわらず定額の均等割があります。所得割の標準の税率は10%（道府県民税4%・市町村民税6%）で、前年の1月1日から12月31日までの所得で算定されます。都道府県や市町村は、自らの判断で税率を定めています。

7. 賞与にかかる社会保険料は別

賞与額の1,000円未満を切り捨てた標準賞与額に、保険料率を掛けます。標準賞与額の上限は、健康保険・介護保険・子ども・子育て支援金が年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計）、厚生年金保険は月間150万円です。

賞与50万円の例（架空・40〜64歳）	式	金額
健康保険料＋介護保険料	500,000円×11.47%÷2	28,675円
厚生年金保険料	500,000円×18.3%÷2	45,750円
子ども・子育て支援金	500,000円×0.23%÷2	575円
合計		**75,000円**

賞与の雇用保険料と源泉所得税は計算していません。

8. わが家の数字を書き込む欄

給与明細に書かれた金額を転記して、この動画の例と並べて確かめます。

項目	この動画の例（40〜64歳）	わが家の明細
標準報酬月額	300,000円	
健康保険料	14,775円	
介護保険料	2,430円	
厚生年金保険料	27,450円	
子ども・子育て支援金	345円	
雇用保険料	1,500円	
源泉所得税（その月）	6,220円	
住民税	（出していません）	
合計		

実際の給与明細は、端数の処理などで少し違うことがあります。

出典（2026年10月30日〜31日に確認）

全国健康保険協会「令和8年度保険料額表（東京支部）」
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/assets/R8_13tokyo.pdf／同 大阪支部
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/assets/R8_27osaka.pdf／「都道府県毎の保険料率」
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/insurance_rate/rate_prefectures/r08/index.html
厚生労働省「令和8年度雇用保険料率のご案内」https://www.mhlw.go.jp/content/001692566.pdf／大阪労働局「労働保険料の計算方法」／神奈川労働局「算定基礎となる賃金早見表」
国税庁「令和8年分 源泉徴収税額表」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/zeigakuhyo2026/01.htm／国税庁 タックスアンサー No.1130
総務省「地方税制度 個人住民税」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_06.html

社畜眼鏡 PDF資料室（QR）
https://syatiku-me.com/pdf-shiryoshitsu/
社畜眼鏡 ブログ https://syatiku-me.com/